

日教組香川 2017.5



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F

TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp

発行人 嶋村太伸
毎月1日発行



『インクルーシブのつぼみ』 発刊

インクルーシブな学校はできる!

詳しくは4・5面に

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない 全国で一番なかまの多い 日教組香川へ

8面 日教組香川組合加入説明会・加入メニュー

長時間労働是正キャンペーン ～「学校での働き方改革」を通して教職員と子どものゆたかな教育環境づくりを～

3月28日、働き方改革実現会議では「働き方改革実行計画」を決定し、そのなかで、長時間労働是正に関しては、労基法36条を改正し、時間外労働への罰則付き上限を導入できるよう法改正をすすめることとしました。しかし、公立学校教職員については、「働き方改革実行計画」で時間外労働の上限規制については「例外」という扱いになり、教育再生実行会議において教員の働き方・業務の在り方について検討を行うとされました。

日教組は、「緊急政策提言」実現にむけた関係団体、

当局、地方議会議員へ要請するなどのとりくみを行ってきました。そして、4月から労基法36条改正にむけて厚生労働省の労働政策審議会で審議がはじまり、秋の臨時国会に「労基法改正案」が提出される見込みとなっています。今後、教育再生実行会議における検討にあたって、公立学校教職員の時間外労働の上限規制を導入することを求めていく必要があります。そのためには、教職員の長時間労働是正にむけた世論喚起のため各自治体段階での「緊急政策提言」の実現を、引き続きめざしていかなければなりません。

公立学校教職員の時間外労働の 上限規制導入を!

文科省「教員勤務実態調査」公表に係る書記長談話

2017年4月28日

日本教職員組合書記長 清水 秀行

本日、文科省は16年度に実施した教員勤務実態調査の速報値を公表した。

調査結果では、持ち帰り業務を含めた1日あたりの勤務時間について、小学校は平日平均11時間45分（06年度調査11時間10分）、休日2時間15分（同1時間45分）、中学校は平日11時間52分（同1時間23分）、休日4時間33分（同3時間12分）となっている。

今回の調査結果を1ヶ月あたりに換算すると、時間外勤務時間数は、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間を平均値で優に超えることになり、教員の勤務実態は限界に達していると言わざるを得ない。

それにもかかわらず、次期学習指導要領では外国語教育の早期化

・教科化、小学校におけるプログラミング教育の導入、「特別の教科 道徳」などが本格的に実施されることになっており、教職員の時間外勤務がさらに増大することは予想に難くない。

06年調査以降、文科省・各教委は、業務改善をすすめれば「子どもと向き合う時間が確保」され、なおかつ長時間労働の解消につながるようになってきた。しかし、前回調査と比較して授業や部活動など「子どもと向き合う時間」は確保されたものの、勤務時間全体は増加していることを考えると、業務改善だけでは長時間労働是正につながらないことが明確になった。

教員が疲弊しきっている状況は、子どもたちが安心して学ぶ環境へ悪影響を与えるものであることは想像に難くない。

文科省・教委、教育関係者は、今回の調査が示す事実を虚心に受け止め、直ちに抜本的な改革をすべきである。

日教組はこの間、連合総研報告書をふまえた緊急対策提言をもとに、民間をはじめ広範な人々に教職員の長時間労働是正を訴えてきた。その中で届けられたのは、教職員の労働環境の厳しさに加え、日本の教育の行く末を憂う声である。

日教組は、教職員の長時間労働を是正して命と健康を大切にす職場環境をつくること、持続可能な教育の実現につながるの確信を持って、胸襟を開き、幅広い方々と社会的対話を続けていく。

以上

長時間労働是正を求めて 連合「政策・制度中央討論集会」で

日教組は、4月24、25日、連合の構成組織、地方連合会の一同が集まる第21回「政策・制度中央討論集会」に参加しました。雇用・労働政策の第2分科会において、教職員の長時間労働の実態について報告し、その解消にむけ連合として強力にとりくむことを要請するとともに、構成組織や地方連合会にも支援を求めました。

倉田日教組中央執行委員は、「教員は労基法37条が適用除外となっており、時間外手当が出ていないこと、また連合総研から出された報告書から、週あたり60時間以上働く割合は、あらゆる職種を通じて最も高く

なっていること、ベネッセ教育総研の調査から、教職員の学校で勤務している時間が年々増加していることなど、教職員の超過勤務で多忙の実態である。」と発言。さらに、このような状況であるにもかかわらず、3月28日に出された「働き方改革実行計画」においては「例外」扱いとなり、時間外労働の上限規制を設ける今回の働き方改革においても、教職員は「置き去り」の状態になっているという問題点を指摘しました。

これ対して、連合の村上総合労働局長からは、「教職員の長時間労働は教育の質に直結する重要な問題であると認識している。給特法の問題

なども含め、総合的に検討する必要があるため、一步ずつ是正にむけたとりくみを、日教組と連携をしながら行っていく。」との答えがありました。

なお連合は「教職員の超過勤務の実態を把握するとともに、教員にも労基法37条を適用し、長時間労働の是正をはかる。」「教員など公務職場における過重労働の実態を早急に把握し、抜本的な過重労働対策を講ずる。」とする原案を提示しました。

日教組は、教職員の長時間労働問題に対する組合員の理解を深めつつ、緊急政策提言配布行動等のとりくみを加速させていきます。

連合会長に緊急政策提言

日本教職員組合は、4月11日、連合三役会で、教職員の長時間労働是正を求める緊急政策提言の実現に向けた協力要請を行い、泉日教組委員長が緊急政策提言を神津連合会長に手交しました。

これまで、日本教職員組合は、連合を通じて「働き方改革実現会議」に教職員の長時間労働の実態解消をはかるよう意見反映をしてきました。

しかし政府の「働き方改革実行計画」では、医師や運輸などに上限規制を設けることとなったものの、週あたりの労働時間が60時間を超える割合が最も高い業種である教員の時間外労働の上限規制については一切触れられることなく、枠外扱いとされました。

「働き方改革」は4月から労政審に場所を移し審議が始まっており、教職員の長時間労働の実態解消に向けては、社会的対話を通じた組織内外の理解と幅広い支援が必要となります。

泉委員長は、連合三役会で、教職員の長時間労働の実態と日本教職員組合の緊急政策提言を伝え、今後の中央産別、地方連合会等への要請行動に理解を求めました。

これに対し、神津会長は、「長時間労働を是正

していこうという世の中の動きを教職員の問題にしっかりつなげていきたい」と、要請事項を含め、連合三役会で確認しました。



「あなたの職場では、ルールが守られていますか？」をYouTubeにて、下記URLにアップロードしました。
URL:<http://ur0.pw/Bo70>



嶋村日教組香川委員長からのメッセージ

インクルーシブな学校をつくらう！

日教組は、「すべての子どものゆたかな学びを保障するために、インクルーシブな学校づくり」をめざしています。そして、2014年の障害者権利条約批准、2016年の障害者差別解消法施行を契機として、改めて、障害のある子どもの教育を通して、本来すべての子どもを対象としているインクルーシブ教育への理解を深め、実践につなげていく一助となるべく「共に育ちあい、学びあうための10の提言」を作成しました。教育実践に100%の正解はありません。特効薬もありません。私たちは、子どもたちに寄り添いながら、日々試行錯誤しながら実践を積みあげていくことが大切です。この提言が、インクルーシブ教育をすすめていく教育実践のヒントとなることを願っています。

インクルーシブの基礎知識

1 国連障害者権利条約 ～私たちのことを、私たち抜きに決めないで (Nothing About Us Without Us) ～

国連総会で「障害者権利条約」(正式名称：障害者の権利に関する条約)が採択されたのは2006年12月で、日本はこの条約を2014年1月に批准しました。この条約は、障害者の人権とそれを実現するための措置等について規定した初めての国際条約です。権利条約を批准するにあたり国内法も整備され、「インクルーシブ教育」は日本においても推進していく国際的な義務を負ったこととなります。

「地域で共に学ぶ」ことは権利であり、合理的配慮をしないことは差別にあたるのです。

スローガンは「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」(Nothing About Us Without Us)で、障害者が権利の主体であることを明らかにしました。また、この条約では障害の定義を「医学モデル」ではなく、「社会モデル」に基づいて定義しています。

この条約では「障害に基づく差別」を、「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であつて、(略)あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む)を含む。」と定義しています。

【障害者権利条約】 抜粋

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

2 そもそもインクルーシブ教育って？

「インクルーシブ」の考え方が国際的に提唱されたのが、ユネスコが出した「サラマンカ宣言」(1994年)です。

「原則は、学校というところは、子どもたちの身体的・知的・社会的・情緒的・言語的もしくは他の状態と関係なく、「すべての子どもたち」を対象とすべきであるということである。これは当然ながら、障害児や英才児、ストリート・チルドレンや労働している子どもたち、人里離れた地域の子どもたちや遊牧民の子どもたち、言語的・民族的・文化的マイノリティーの子どもたち、他の恵まれていないもしくは辺境で生活している子どもたちも含まれることになる。」

「原則は、学校というところは、子どもたちの身体的・知的・社会的・情緒的・言語的もしくは他の状態と関係なく、「すべての子どもたち」を対象とすべきであるということである。これは当然ながら、障害児や英才児、ストリート・チルドレンや労働している子どもたち、人里離れた地域の子どもたちや遊牧民の子どもたち、言語的・民族的・文化的マイノリティーの子どもたち、他の恵まれていないもしくは辺境で生活している子どもたちも含まれることになる。」

ここで確認することは、インクルーシブ教育とは、障害のあるなしに特化したものではなく、すべての子どもを受け入れ、誰も排除しない教育ということです。

資料：サラマンカ宣言

われわれは以下を信じ、かつ宣言する。

- ・すべての子どもは誰であれ、教育を受ける基本的権利をもち、また、受容できる学習レベルに到達し、かつ維持する機会が与えられなければならない、
- ・すべての子どもは、ユニークな特性、関心、能力および学習のニーズをもっており、
- ・教育システムはきわめて多様なこうした特性やニーズを考慮にいれて計画・立案され、教育計画が実施されなければならない、

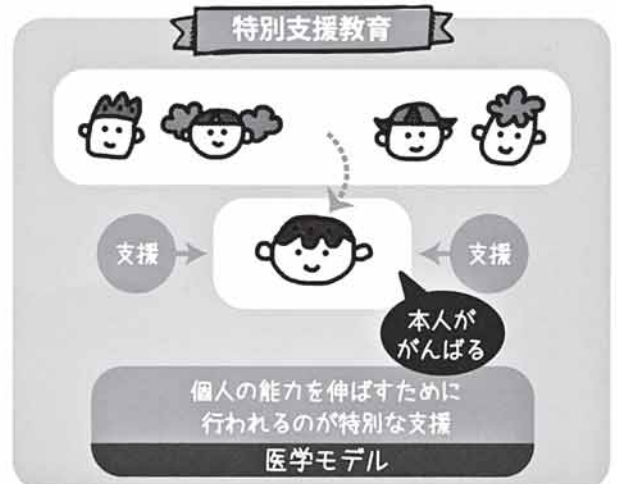
- ・特別な教育的ニーズをもつ子どもたちは、彼らのニーズに合致できる児童中心の教育学の枠内で調整する、通常の学校にアクセスしなければならない、
- ・このインクルーシブ志向をもつ通常の学校こそ、差別的態度と戦い、すべての人を喜んで受け入れる地域社会をつくり上げ、インクルーシブ社会を築き上げ、万人のための教育を達成する最も効果的な手段であり、さらにそれらは、大多数の子どもたちに効果的な教育を提供し、全教育システムの効率を高め、ついには費用対効果の高いものとする。

このように、サラマンカ宣言から始まったインクルーシブは、障害者権利条約でより一層国際的な潮流となりました。

3 特別支援教育とインクルーシブ教育、合理的配慮の関係性

「インクルーシブ教育＝特別支援教育」、「合理的配慮＝個別支援」という誤解が生じています。インクルーシブ教育はともに学ぶことが原則です。特別支援教育は、その子どもの障害による困難を克服することを目的としていて、本人が障害を訓練して克服する「医学モデル」です。一方、合理的配慮は、障害による「差別の解消を目的」としているものです。合理的配慮は障害のある子どもとない子どもがともに学ぶために必要な変更・調整であり、特別支援教育の個別の支援とは異なるものなのです。

インクルーシブ教育と特別支援教育のちがいを



「インクルーシブなつぼみ」をご希望の方は、日教組香川までお問い合わせを！

教育実践講座 I

子どもは算数のどこで躓くのか？^{つまり}⑫ (これ、かけ算？割り算？)

石原清貴(元小学校教員)

1. 小数の乗除の落とし穴

5年生の1学期に小数の乗除を学習します。授業を進めているときは何となく分かってできます。しかし、少し時間が経って小数のかけ算わり算の混ざった文章問題テストをすると、「え、どうして？」と言うほどかけ算割り算の「演算決定」が出来ない現実に出ます。中には、「あれだけ教えたのに何でできないの!」と怒り出す先生も現れます。

実は、小数の乗除は教師が考えるほど簡単ではありません。それどころか落とし穴だらけの迷路の世界なのです。

・落とし穴その1 (子どもは文章問題をなめている)

教師はテストで文章題が間違わないで出来ていれば「この子は文章問題で困っていない。しっかり読みこなし、問題の意図を理解して解けている。」と考えます。しかし、それは間違いです。おそらく、文章問題で正解している子どもの半数近くは文章問題を正確に読み取っていません。その代わりに、演算決定をテストの表題で決め、文章題に出てくる数字をそれに併せて掛けたり割ったりするという作戦でやり過ごしていると考えられるのです。足し算かけ算は交換法則が成り立つので適当に式を作っても答えは合います。引き算割り算は数字の大小に目をつけて大÷小もしくは大-小と式を作るとほぼ正解します。しかし、この作戦は小数の乗除では役に立たなくなります。

・落とし穴その2 (小数の位取り記数法がよく分かっていない)

5年生のはじめの授業で「0.1って0より小さいよな」とわざとに子どもたちに投げかけます。すると驚くべき事に大半の子が、「うん」と答えるのです。中には「え、」という顔をしている子もいるのですが、「どうして0より小さいのかを説明できる？」と問うと、「だって0より右に1があるから0より小さい」と答えてくれます。

つまり位取り記数法も小数それ自体の理解もあやふやなのです。そんな子に小数を10倍100倍したり整数を100で割ったりさせるのですから、理解が不十分になるのは当たり前かもしれません。

・落とし穴3 (かけると増え、われば減るのが当たり前)

通常「かけると増え、わると減る」と子どもたちは考えています。ところが整数に真小数をかけると積は

元の整数より減り、整数を真小数でわると商は元の整数より増えます。これは教師が考えている以上に異様な出来事なのです。

従って、真小数をかける場面とはどんな場面なのか、そしてその結果がどうなるのかということを実験を通して体感しないとなかなか納得できないのです。

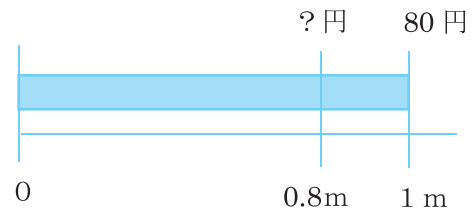


石原清貴氏

・落とし穴4 (図が式に対応しない)

小数の乗除で用いられる図は2直線対応図です。この図では、1より大きい数のかけ算を表すのはいいのですが、1より小さい真小数をかける様子は表しきれません。

下の図は1m80円のリボンが0.8m分ではいくら？という問題の様子を表した図です。子どもたちの多くはこの図を見て80÷0.8という式を作りますが、図を見て答えが80円より小さくなるのは自明です。答えが小さくなる計算は割り算ですから80÷0.8という式を作るというわけです。

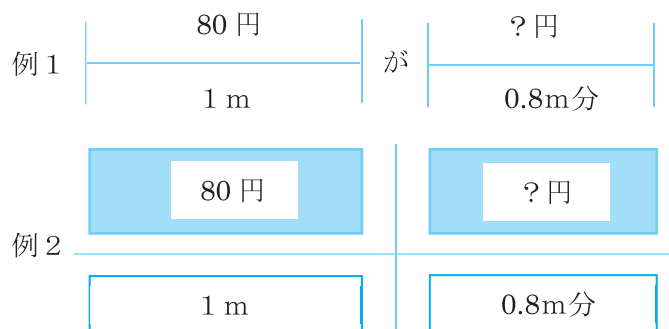


2. どう対応するのか

対策1 加減乗除の混ざった文章問題テストを実施して文章問題を正確に読んでいるかどうかを把握しよう。

対策2 2時間程度時間をとり小数の仕組みや記数法を液量や面積図を使って復習しよう。

対策3 1あたり量を取り出した図を使ってみよう (かけて減る場面)



2017年度夏季研究集会等の開催日程と場所が決定!

日教組主催の2017年度夏季研究集会等の開催日程と場所が決まりました。参加ご希望の方は書記局までご連絡ください。なお、未組合員で、参加ご希望の方も書記局までお問い合わせ下さい。

集会名	日程	場所
日教組栄養教職員研究集会	7月29日(土)~30日(日)	日本教育会館
学校図書館全国集会	8月5日(土)~6日(日)	日本教育会館
日教組養護教員部研究集会	7月28日(金)~30日(日)	群馬県磯部温泉
母と女性教職員の会全国集会	8月1日(火)~2日(水)	葛飾シンフォニーホール
両性の自立と平等をめざす教育研究集会	8月3日(木)~4日(金)	日本教育会館・連合会館
全国寄宿舎教職員研究集会	8月5日(土)~6日(日)	日本教育会館
日教組全国学校事務職員研究集会	7月28日(金)~30日(日)	茨城県水戸市
全国学校現業研究集会	8月5日(土)~6日(日)	日本教育会館
日教組幼児教育研究集会	7月22日(土)~23日(日)	大阪市内
実習教員全国集会	7月29日(土)~30日(日)	日本教育会館
教育総研研究交流集会	8月20日(日)~21日(月)	錦糸町・東武レンバントH
日教組私学教育研究集会	7月29日(土)~30日(日)	日暮里・Hラングウッド
日大教研究集会	<未定>	<未定>
日教組臨時・非常勤教職員等全国交流集会	8月26日(土)~27日(日)	日本教育会館

共済の資料請求すると全国で合計1,000名様に賞品があたる!

あんしん むすぶ
教職員共済

共済 わくわく キャンペーン

- ◆学校または教育機関に勤務している(していた方)が対象となります。
※勤務していた方は現在教職員共済のいずれかの共済を利用している方に限ります。
- ◆ご応募はお一人さま1回限りとなります。
- ◆賞品の発送は7月下旬以降となります。
- ◆当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

応募期間
2017年
4月20日~
6月30日

ホームページでのご応募はこちらから

教職員共済

検索

<http://www.kyousyokuin.or.jp/>

モバイルサイトは



A. 広島の日本酒 (純米大吟醸720ml)



B. 茨城の空間栗プリン & ジャム (プリン5個&ジャム1個)



C. 栃木のがとー・クラシック・オ・シヨコラ (直径17.5cm×1箱)



D. 新潟糸魚川のブラック焼きそば (3人前×2箱)

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館6階 TEL:0120-27-8140 FAX:0800-200-2207

カナリア通信

2年目の働き方

◆社会人1年目をようやくやってくれた娘は、この1年間まわりの人々に「初心者ですよ。お忘れですか?」と、ずっと心の中で言い続けていたようです。時々声にも出ていたようですが、学校という職場は、そこに入ってしまうと誰もが「即戦力」「知っている人」抜いです。もちろん、新採研修はあるし、若年対象の研修もあります。子どもや保護者にとっては1年目の新採も3年目のベテランも関係なく「先生」です。間違いない対応を求められます。経験の無さは丁寧さや体力・一生懸命さでカバーするしかありません。◆転任1年目の職員も同じです。学校毎の違いに戸惑いながら、必死に過ごす1年間です。◆2年目を迎えて、1年目とは違って「予測」がある程度でできる状態になったはずの娘に、今年度は働き方を考える年にもなりたいと思っています。◆無我夢中で過ごしている間は気づけなかつたり、疑問に感じて口に出せなかつたりした事柄に目を向けて、自分の仕事の質を上げる働き方を見つけたい。◆何年か過ぐすと、異常な状況でもそれが当たり前になってしまふから、新鮮な感覚がある今こそ、しっかりと働き方を考えてほしいと思います。

Tea, Coffee and Cakes JTU-Kafe Open

pm 6:30-8:30 Fri, May 26, 2017

Sato Bldg. 1F 15-24 Nakano-cho Takamatsu-city, KAGAWA
tel. 0120-27-5925 fax.087-802-1642

「JTU-Kafe」は「JTU-Kagawa (日教組香川)」と「Cafe」を組み合わせた造語です。組合事務所で執行委員が、お待ちしております。相談ごとなどありましたら、お気軽にお越しください。飲み物とお菓子を用意しています。電話やファックスでの相談もできます。なお、日教組香川組合員で無い方も歓迎です。ただし、その場合、お茶代500円をいただきます。

日教組香川 組合加入説明会 開催!

日時 2017年5月13日(土)11:00~12:00

場所 日教組香川事務所

ただいま新組合員組合費 1000円/月キャンペーン中

- 組合って何をするとところ?
- 組合費は?
- 組合に入ると得することありますか?

ご質問に
お答えします

すべての
お問い合わせは

TEL 0120-27-5925 (日教組香川教職員組合)
URL <http://www.jtu-k.com/> MAIL jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp

日教組香川加入メニュー

日教組香川には、香川県の公立学校で働く教職員であれば、どなたでも加入することができます。校種・職種は問いません。

メニュー	月会費	各種サービス
組合員	初年度 月1,000円 その後、 年齢ごとに 2,000円~5,000円	情報誌等配布・各種研修会案内 全国集会等旅費負担・個別課題への対応
講師 臨時採用 組合員	月1,000円	組合員に準ずる

月1,000円で全国のなかまと会える!